

議 長 日程第6「議案第24号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第24号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤消防団員等の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当課長 それでは細部説明に入らせていただきます。1枚おめくりいただきまして、松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。改正の概要としましては、一部下線の表記を改め、また、補償基準額への加算額、受給対象者の区分につきまして、子と孫が同じ区分であったものを分け、その他の扶養親族の加算額を変更するものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、参考資料、新旧対照表により説明させていただきます。システム上、変更のない部分につきましては略、(略)となっておりますけれども、右側現行欄の下段の(1)から(5)までの略でございますが、(1)につきましては扶養者…あ、失礼しました。配偶者。(2)は記載のとおりでございます。(3)が父母及び祖父母。(4)が弟、妹。(5)は重度身体障害者という文言になっております。

改正の内容になりますけれども、第5条第3項の下線のあります「によって」の表記を「により」に改めます。次に、第1号の配偶者に対する加算額433円を333円に改めます。次に、第2号の文末、「及び孫」を削除し、該当者である子への加算額を1人につき267円とし、第1号の配偶者がおらず、複数の子がいる場合にはそのうち1人に333円を支給することになります。新たに第3号として、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある孫を加え、それ以降の号を1号ずつ繰り下げます。また、繰り下げた第3号から第6号までに該当する扶養親族について、第1号の配偶者及び第2号の子がいない場合はそのうち1人への加算額を367円から300円に改めるものです。

それでは1枚お戻りいただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行する。経過措置としまして、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等についてはなお従前の例によること。また、改正前の条例に基づき、平成29年4月1日からこの条例施行日前までの間に従前の額で支給額は新条例による補償額に含むものとします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 大 館 今回の時代に災害補償をこれ下げるといことでしょうか。下げるといこと。
（「上がる」の声あり）あ、上がるところもある。その辺をちょっと、詳しくもう一回。

安全防災担当課長 失礼いたしました。今回、まず下がる部分と上がる部分、あと新規に区分を分けたところがあります。下がる部分ですけれども、配偶者の部分が433円から333円に、100円、これは加算額ですね。加算額が下がります。それと、子と孫が同じくくりだったものが、2つ、子と孫が別々になりまして、子のほうが217円であったものが267円に、50円下がります。（私語あり）失礼しました。217円から267円に、50円上がります。このところが、孫と子が一緒だったものが、孫が分かれまして、300円といことで新設されて、従来の267円より33円、孫については上がったといことです。孫と、3号から6号ですね。の方の部分が上がるといことです。

1 2 番 大 館 下げたり上げたりするその根拠といのは何ゆえにこういことをするの、その辺をお尋ねします。

安全防災担当課長 今回の政令が改正された経緯といのが一応資料でいただいているんですけども、消防庁のほうから経緯といのは書かれているんですけども、その理由については特になくて、上位法が変わったからといこと、すいません、それに準じて町も条例を改正したといことでございます。

1 2 番 大 館 確かに条例とかそういうのは変わったから、上位法が変わったからこういふうにせざるを得ない部分はわかりますけども、その理由については説明があると思えますけど。根拠といものを必ず、こういことだからこういこと

に変えますよというのが。ただ、上位法が変わったからこういうふうにしなさいという、何ていうのかな、命令的に来るわけじゃないと思うんで。いや、上がる分には補償をね、補償を手厚くしましょうよというのは理解できますけど、下げるといことは、じゃあ何が原因で、今までもらえていたのが下がるのかとか、こういう原因が、こういう理由で下げるんですよという話がないと、ただ、上位法が変わったから変えますよというのじゃだめでしょう。それじゃあ、そうですかというわけにいかないと思うんです。その辺をはっきりしてください。

安全防災担当課長 今回の改正の理由の一つに…。

12番 大 館 わかりました。これはここでやりとりしなくても後で聞きますから、いいです。わかりました。答弁はいいです。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。